

## 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年5月7日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 池下 一文

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北海道森林管理局北見事務所外新営24設計業務（電子入札対象案件）  
（電子契約対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、北海道北見市ほかにおいて計画されている北海道森林管理局北見事務所外庁舎の新築に係る基本設計、実施設計及び積算業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月12日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

### 2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受け希望部局「本局」の登録を有していること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の配置予定技術者の資格等
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績及び受賞歴

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 専門分野別の配置予定技術者の資格等
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、受賞歴及びCPD取得単位の状況

- (3) 業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案等（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

### 5 手続等

- (1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 営繕部営繕管理課 営繕契約専門官 滝沢俊輔

TEL 011-709-2311（内線 5715）

- (2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和6年5月7日から令和6年6月28日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は14時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和6年5月7日9時00分から令和6年5月23日14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和6年6月7日9時00分から令和6年6月28日14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

### 6 その他

- (1) 契約書作成の要否 要。

- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意

契約により締結する予定の有無 有（北海道森林管理局北見事務所外新営設計意図伝達業務）

本業務は、上記随意契約予定の北海道森林管理局北見事務所外新営設計意図伝達業務の予定業務量を含めた業務量をもって、簡易公募型の手続とするものである。

- (3) 上記 2 イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記 5 (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (4) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (5) 詳細は、業務説明書による。